

# 下水道を大切に使いましょう

**下水道に雑物や油などを流さないようにお願いします**

佐賀市には、網の目のように下水道管が布設され、各家庭から排出されるし尿および生活排水（雨水は除く）を集めて処理を行っています。

しかし、一般的な家庭と接続する下水道本管は直径200mm程度と意外にも小さなものです。この管に雑物や油などが流入すると、下水道本管が詰まる恐れがあります。

管が詰まると大がかりな清掃が必要となり、近隣住民の方が下水道の使用が出来なくなることも考えられます。

また、佐賀市は平坦であるため、処理場まで汚水を搬送するのに多くの中継ポンプを設置していますが、このポンプに雑物が挟まり故障を起こす事例も発生しております。

このような事態を避けるためにも、雑物や油などを下水道に流さないようにお願いします。

- ・トイレの水は規定量を流す
- ・トイレットペーパー以外の異物を流さない



- ・天ぷら油や野菜くずを流さない



◎問い合わせ  
下水道工務課 維持係  
☎ 33・13333

**家庭用分離ますの掃除をお願いします**

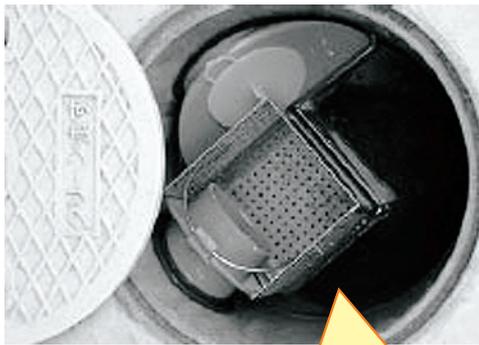
下水道は、私たちの生活環境を守る大切な設備です。設備にたまった汚れをそのままにしていると排水管が詰まったり、悪臭が発生することがありますので定期的に清掃をお願いします。

簡単に清掃できるのが屋外にある「分離ます（クリーンます）」です。

台所からの排水を受けるこの「ます」にたまった油などを取り除き、水分を除いてから燃えるごみとして廃棄してください。

これにより排水管の詰まりや臭いを防ぐことができます。この作業を月1回程度行うことをお勧めします（かごが設置されていないご家庭もあります）。

## 分離ます（クリーンます）



かごを外して中のごみを取り除いてください。さらに水面に浮いているラード状の脂分を使い古しの網じゃくし等で取り除いてください（かごのない場合は、脂分とます底にたまっているごみを取り除いてください）。

◎問い合わせ  
業務課 給排水設備係  
☎ 33・1313

**10月1日は「浄化槽の日」です**

■合併処理浄化槽の設置に「市営浄化槽事業」をご利用ください

### ◆対象地区

公共下水道・農業集落排水（含予定）区域以外の佐賀市全域

### ◆工事

本体工事は、上下水道局が実施します。

### ◆分担金および使用料

くわしくはお問い合わせください。

※トイレの改造や排水設備工事、単独処理浄化槽の廃止等は別途個人負担となりますので、排水設備指定工事店から見積書等をお取りください。

浄化槽本体は、上下水道局が設置・維持管理するよ。



◎問い合わせ  
下水道工務課 浄化槽係  
☎ 34・5047